

が伴ないまして、困難な面があると思ふのであります。が又警察
寮としましては現在では軌道力によつてある程度はカバーでき
るということもいつてゐるようですが地元民として駅前交番から
こちら方面に及びては牛久交番一ヶ所でありまして不便であ
りますので出来得ればこちら方面之、交番を一ヶ所設置す
るよう議会にお願いして取り上げたいといふのであります。

よろしく御審議いただきたいと思ひます。どうか地元民の熱
望を取り上げていただきますことをここにお願いいたします。
ます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義） 本件につきましては総務委員会に付託し慎重審議い
たしたと思ひますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東京都西多摩郡福生町役場

一議長（石川信義） 御異議なしと認めさう決定いたします。

本件については閉会中の継続審査を行なつて参りたいと
思ひます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義） 御異議ないのと認めさう決定いたしました。

一議長（石川信義） 日程が八福生町立が二小中学校々舎の増改築促進
に関する請願書（請願ヤナ号）を議題に供します。

本件については総務委員会で付託審査いたして参りま
すので総務委員長の御報告をお願いいたします。

一三番（高橋千春） 御報告いただきまして、審査報告をいたし
ます。

件名はが二小中学校増改築促進に関する請願書であり
ます。本委員会付託になりましたのが三十八年十二月十六日の

才四回福生町議会定例会において付託になつたのであり
ます。総務委員会開会月日は三十七年一月五日の午前十
時でした。

右請願について慎重審査の結果左記意見をつけまして
採決の上、執行機関へ送付すべきことを決定しました
意見としては本請願の趣旨にそつ三十七年度中に着工で
きるよう努力すべきである

右の通り御報告いたします。

一議長(石川信義) これより委員長長の報告に対する質疑を行ない
ます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めます。

請願方十一号は委員長報告の通り決するに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めます。

よつて請願方十一号は委員長報告通り決定いたしました。

一議長(石川信義) 本日の日程は全部終了いたしました。

閉会を宣する前に町長の挨拶をお願いいたします。

一町長(瀬古清蔵) 初議会におきまして多数の議案を御提案いた
しまして長時間を要しまして慎重御審議をいたしました
議決いただきまして大面に対しては最善の努力をいたしました
施工いたしたいと思ひます。

本年えまろしく御協力を賜りますようお願ひ申し上げ
ましてお礼の言葉にかえます。

一議長(石川信義) これをえつて昭和三十一年才四回福生町議会臨時会を
閉会いたします。

閉会午後五時十分

右会議の次々は書記内田和雄の記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名する

昭和三十一年一月十日

福生町議会議長 石川信義

議員 高橋彦市

議員 斎藤 博

議員 高水 物心八

決裁 区分	甲 乙 丙	文書 分類	送達・庁内・議案・令達	福議 収第 10 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F.No. 4620
取扱上 注意	至急 秘	添付 物	起案	42年 2月 1日
浄書区分	本 控 計	用 紙	決裁	年 月 日
浄書 ☐ タイプ 原・力		☐ 更紙	施行	年 月 日
☐ 孔版		☐ 中質紙	先方 文書	年 月 日
☒ 手書複写	1 1 2	☐ 上質紙	年 月 日	第 号
☐ ペン書		☐ タイプ紙	年 月 日	第 号
		☒ その他	年 月 日	日收受
浄書照合公印施行機・管係長	送達表示	作成	2月 1日迄	発送
	完了表示	作成	月 日了	発送
主 起 案 者 係	係 長 局 長 委員 長 副 議長 議 長			
管 氏名 野崎 薫				
あて先 発信者	東京都知事 東 龍太郎 福生町議会 議長 中西 辰蔵	合 議	総務課長 収入役 助 役 町 長	
注意事項	浄書の必要あり	文書係長		
件 名	会議録の送付について			
上記のことについて 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。 申請 通知 決定 実施 送付 します。				

別 紙

1. 昭和 37 年 才 2 回臨時会 (2月26日)
2. 昭和 37 年 才 1 回定例会 (3月9日)
3. 昭和 37 年 才 4 回臨時会 (5月25日)
4. 昭和 37 年 才 2 回定例会 (6月26日)
5. 昭和 37 年 才 5 回臨時会 (8月25日)



福生発第十一号

昭和四十二年二月二日

東京都知事

東 薮太郎 殿

福生町議会議長

中 西 虎 蔵

会議録の送付について

昭和三十七年第二回福生町議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

- 6. 昭和37年才6回臨時会 (9月28日)
- 7. 昭和37年才3回定例会 (10月22日)
- 8. 昭和37年才7回臨時会 (才1日目) (11月14日)
- 9. 昭和37年才7回臨時会 (才2日目) (11月19日)
- 10. 昭和37年才8回臨時会 (11月29日)
- 11. 昭和37年才4回定例会 (12月19日)
- 12. 昭和38年才2回臨時会 (2月21日)

昭和二十七年二月二十六日

第二回 稻生町議會臨時會々議錄

第二回臨時

方一區定俗

卷五 四庫全書

一 昭和七年十月二十七日第三回福生町議会臨時会を福生町役場議場へ招集した。

一 出席議員は次のとおりである。

- 一番 斎藤真一君 二番 岸 茂君 三番 渡井明君
- 四番 高橋彦市君 六番 南水惣八君 七番 山下久吉君
- 八番 笹本有次君 十番 平井賢治君 十一番 山下幸三君
- 十二番 大久保一朗君 南番 磯村武大君 十五番 細沢晋一君
- 十六番 米泉 董君 十七番 吉田清君 十八番 田村祐一君
- 十九番 中西亮蔵君 二十番 田村光人君 二十一番 高橋千春君
- 二十三番 村野 弘君 二十三番 石川信義君

一 欠席議員は次のとおりである。

- 一番 斎藤博君 九番 渡辺経三郎君 十二番 清水五一君

一 欠員は次のとおりである。



三、四番

一、議事事務職員は次のとおりである。

議事事務局長 町田信三君、議事主任 島田留君、収入田和雄君、

一、地方自治法第百三十一条の規定による本町説明員は次のとおりである。

町長 瀬古清蔵君 助役 川路金吉君 助役 篠崎俊次君

収入役 大野大一君 教育長 橋本兵五郎君 総務 貞井喜次君

町民 橋本志蔵君 町民 高小次君 町民 森田 猛君

町民 志屋便男君 町民 上野重晴君 町民 猪俣清吉君

一、本町の議事日程は次のとおりである。

日程第一、会期の決定について。

日程第二、会議録署名議員の指名について。

日程第三、契約締結同意方について、「水道関係」

日程第四、契約締結同意方について、「土木関係」



日程第五、契約締結同意方について、「土木関係」

日程第六、寄附受領について、「教育関係」

日程第七、寄附受領について、「教育関係」

日程第八、新職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第十二号

日程第九、新職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第十三号

日程第十、福生町消防条例の一部を改正する条例について（議案第十四号）

日程第十一、董察建物の処分について（議案第十五号）

日程第十二、積立金の設置について（議案第十六号）

日程第十三、福生町婦人会の補助金増額方に関する諸題目（諸議案第二号）

日程第十四、福生町会に関する条例の一部改正について（議案第三号）

（審査報告）

是第十五、種々警察署事務、救済の文番設置に關する諸願書、諸願第一号、

(審査報告)

一、今日の會議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時三十分開議

一、議長(石川信義君)

ご多忙にもかかわらず、早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。今日の會議にあたりおれども皆さう方のご協力をべからうお願いいたします。

ただいまから昭和七年第三回福生町議會臨時會を開催いたします。本席議員は現在を了してあります。ところで今日の會議は成立いたしません。ただいま今日の會議を中止します。日程に入ら前に議長からご挨拶を願います。

一、町長(瀬古清蔵君)

早朝より多数お集りいただきまして、第三回目の臨時

福生町議會

會を開催していただきありがとうございます。いろいろの議案を提出申し上げたいがよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。ご決定のほどをお願い申し上げます。

一、議長(石川信義君)

日程第一會期の決定についての議題に供します。本會期については議會運営委員會において検討されており、その委員長から報告願います。

一、三番(村野弘君)

ご指名によりおいて議會運営委員會の審議結果をご報告申し上げ、ご協議願いたいと思ひます。去る昨日に役場におき

まして議會運営委員會を閉じまして、本第三回臨時會の會期、日程等について慎重審議いたしまして大體、會期を本日とまつて終るのみ、よろしいならばよろうかということに決定いたしました。その理由はいくつか、日程第三、第四、第五についてはすでに予算組が工へておる契約締結、貸方の歳入でござりますので、即決方を願います。日程第

六、第七の府税受領については第二小学校及び第三小学校に与するもの
 のあり、ふまへは別表をお願ひ申しおます。 日程第八、第九、第十につ
 いては町職員の定数条例を改正しようとするもの、又ふまへともなる職
 の変更、あるいは消防団に与する報酬を改正しようとする消防団条例
 の改正とありまう。この二つも本日即決を以てたいと思ひます。
 日程第十一の董家の建物処分、十二が積立金の設置、これは第二小
 学校の改築工事にあつた本年度予算から積立てたいというもので、これら
 も説明を受けたいと思ひます。この二つは本日即決を以てたいと思
 ひます。 日程第十二の婦人会から補助金に与する諸費を以てたい
 と思ひます。 本件は総務委員会に付託して、同会長の継続調査に願ひたい
 と思ひます。 日程第十三、第十五については一月の臨時会におりて総務委員
 会に付託したいと思ひます。 本委員長の報告を願つて決定
 を願ひたいと思ひます。 以上の理由によりおして、本臨時会の会期を

一日と決定していただく。よろしくご協力のほどをお願い申しお
 ます。

一議長三石信義君 会期についておしてはただいま委員長から報告がありおし

たとあり、本会一日間と決定したいと思ひます。ふまへは奥議ありませ
 んか。

「奥議なし」と呼ばれあり

一議長三石信義君 奥議なしと決つたやうに決定いたしました。

一議長三石信義君 日程第十二、会議録署名を議員の指名を行います。署名を議

員の指名は会議規則第九十七条の規定により議長にのみ指名いたします。

七番 山下久吉君

八番 佐本備大君

十番 平井賢治君

以上三君の方にお願ひいたします。